

# 酪農生産基盤強化事業 生乳増産対策特認事業実施要領

一般社団法人 Jミルク  
制定 平成30年11月30日

一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化事業の生乳増産対策特認事業（以下、「本事業」という。）に係る助成について、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（平成29年1月20日制定。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。

## 第1 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は、全国農業協同組合連合会及び全国酪農業協同組合連合会とする。

## 第2 事業の内容

事業実施主体が、酪農生産基盤を強化するために自ら実施する事業であって、Jミルクが生産基盤強化に資すると特に認めた事業とする。

## 第3 事業の委託

事業実施主体は、Jミルク会長が必要と認めた場合、事業の円滑な推進を図るため、事業の全部又は一部を委託することができる。

## 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は平成30年度から平成31年度までの2か年とする。

## 第5 事業細則の制定

- 1 事業実施主体は、本事業に取り組むに当たり、事業内容等についてJミルクと協議の上決定することとする。
- 2 Jミルクは、前項の協議及び決定を踏まえ、事業実施主体ごとに事業実施細則を制定することとする。

## 第6 事業の手続き等

事業の計画等に係る手続きについては、前項により制定する実施細則によるものとする。

## 第7 助成の対象となる費用及びその上限等

- 1 本事業の助成の対象となる費用は事業実施に伴う費用で適切と認められる費用とする。
- 2 本事業の助成の上限は、Jミルクが別に定める予算の範囲内とする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して助成承認申請書を提出するに当たり、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を区分し除いて申請すること。

## 第9 帳簿等の整備保管等

- 1 帳簿等の整備保管
  - (1) 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。
  - (2) ただし、その保存期間は、この事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 その他

- 1 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、この事業の関係者に対し、他の事業との連携に配慮しつつ事業の周知徹底に努めることとする。
- 2 Jミルク会長は、事業の実施状況等を踏まえ、この要領について必要な見直しを行うことができるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、Jミルクが別に定めることができるものとする。

## 附則

- 1 この要領は、Jミルク会長の決裁のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。